

## 吉野ヶ里遺跡展示室日常清掃業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と、●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは吉野ヶ里遺跡展示室日常清掃業務委託について、次のとおり契約を締結する。

### （契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりとする。

- （1） 契約金額 年額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円  
（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円）
- （2） 作業場所及び内容 吉野ヶ里遺跡展示室日常清掃業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり
- （3） 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- （4） 契約保証金 佐賀県財務規則 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除

### （使用物件の負担）

第2条 清掃業務に要する器具及び消毒剤その他消耗品は、すべて乙の負担とする。

### （給付の方法）

第3条 乙は、業務仕様書に基づいて清掃業務を行うものとする。ただし、甲（甲の命じた職員を含む。以下同じ。）が特に必要と認めて乙に指示した場合は、これに従わなければならない。

### （甲の指示）

第4条 乙は、この契約の履行について疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

### （権利の譲渡等）

第5条 乙は、この契約に属する権利又は義務を甲の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### （検査）

第6条 乙は、この契約に基づく業務を完了したときは、別に定める清掃作業実施報告書に記入し提出するものとし、甲は、清掃作業実施報告書を受領した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

2 前項の検査に不合格となった場合は、直ちに甲の指示により手直しを行い、再検査を受けるものとする。

(施設の使用)

第7条 乙は、この契約の履行上必要な器具置き場及び作業員の休憩場所として、甲の指定した場所を使用することができる。

(水道料等の負担)

第8条 乙が清掃作業のために必要とする水道等の使用料金は、甲の負担とする。

(施設、物品保全の義務)

第9条 乙は、この作業の実施にあたり甲の建物、工作物及び物品等（以下「建物等」という。）を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第10条 乙（乙の使用人を含む。）は、不可抗力による場合を除き、建物等を破壊又は滅失した場合は、甲の認定するところによりその損害を弁償するものとする。

(作業員)

第11条 乙の作業員は、身元確実なものであって、素行上いかがわしい者を使用してはならない。

2 乙の作業員が作業に従事するときは、一定の服装をなし、乙の作業員であることを明確にするものとする。

(責任者の選定)

第12条 乙は、責任者を選定し、その氏名を甲に通知するとともに、作業員名簿を作成し、甲に提出するものとする。なお、異動があった場合も同様とする。

2 責任者は、甲の指示があった場合のほか必要の都度、清掃作業現場に出向き作業員の業務指導、清掃作業状況の確認を行うこととし、責任をもって処理しなければならない。

(委託代金の支払い)

第13条 委託代金は、毎月第6条の検査に合格した後、支払い請求書を甲に提出して支払いを受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 第1項の月々の支払い額は、月額〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 乙は、甲が自己の責めに帰すべき理由により、第2項の委託代金の支払いを遅延したときは、年2.5%の割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(違約金)

第15条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙は甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(秘密の保持等)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(費用の負担)

第17条 この契約の履行に関し必要な費用は乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県 文化・観光局 文化課  
文化財保護・活用室長

乙 (住 所)  
(商号及び名称)  
(代表者役職・氏名)